

人権同和教育推進委員会設置要綱

制定 平成26年5月12日 教育長決定 要綱第7号
改正 令和2年3月31日 要綱第17号

(趣旨)

第1条 品川区教育委員会は、『人権尊重都市品川宣言』および品川区教育委員会の『教育目標』ならびに『基本方針1』に基づき、人権同和教育推進委員会を設置する。本委員会では、人権教育・同和教育の指導内容・方法について、研修会や協議会を通して教職員の見識を高めるとともに、同和教育先進地域の視察や人権・標語ポスター展の運営・実施によって、本区における人権教育・同和教育の一層の推進・充実を図る。

(組織)

第2条 委員会は、以下の20名をもって組織する。

- ①校長 3名 (小学校1名・中学校1名・義務教育学校1名)
- ②副校長 3名 (小学校2名、中学校または義務教育学校1名)
- ③幼稚園長または副園長 1名
- ④教諭 (主幹教諭・主任教諭含む) 12名 (幼稚園1名・小学校7名・中学校または義務教育学校4名)
- ⑤事務局 (指導主事) 1名

2 前項の委員は、各学校の校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

3 委員会に委員長を置く。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 委員会には校長の職にある者から委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は、人権同和教育推進委員会の運営・調整を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

(活動内容)

第5条 人権同和教育研修会に出席し、その内容を踏まえ本区および各学校における人権教育・同和教育の内容・方法について協議する。

2 総務部人権啓発課と連携し、人権ポスター・標語展を企画・運営する。

3 先進地視察(年2回【1泊2日】)に参加し、その成果を各学校に普及・啓発する。

4 東京都人権尊重教育推進校との連携を通して、本区の人権教育・同和教育の充実を図る。

5 教師用指導資料を編集し、前各号の成果について、各学校に周知・啓発する。

(経費)

第6条 品川区教育委員会は、本委員会の運営・実施に係る経費を予算の範囲内で負担する。

(その他)

第7条 各委員は、勤務校における人権問題・同和教育に対する正しい理解と認識を深め、あらゆる偏見や差別を解消するとともに、人権教育・同和教育の推進体制を確立するように努める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるものの他、人権同和教育推進委員会設置に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月12日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から適用する。